

報告第2号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第1号	平成30年1月4日	訴えの提起について	<ol style="list-style-type: none">1 事件番号 平成30年（ハ）第1号2 事件名 市営住宅家賃請求事件3 被告 [redacted] [redacted] [redacted]4 請求の趣旨 (1) 被告は原告に対し、383,800円を支払え。 (2) 訴訟費用は被告の負担とする。